

企業による健康保護・保険および年金制度の近況 ——労働組合の報告による——

(アメリカ)

1966年以後1972年まで、団体交渉による健康保護と保険でカバーされた民間産業の労働者は、1,600万人をやや超えたままに留まっている。これに対して、団体交渉による退職給付制度では、労働者数が100万人から1,450万人に増えている。前者の2制度は上記期間の初期段階で急速に増加したのに、その後の増加率は低くなっているが、このような動きは1966年までに妥結したすべての団体交渉には、ほとんどの協約が両制度を含んでいたことを反映している。

ところで、1966年と1972年の間に現われた変化は、製造業で制度を適用される労働者が減少したのに、非製造業の労働者が増加したのを主要な原因としている。それはともかく、健康保護と保険の制度による適用は退職給付制度より普及しているのが通例である。その理由は、退職給付制度が社会保障の給付を補足するだけであるのに、健康保護と保険の制度が労働者とその扶養家族に対して、疾病、傷害、もしくは死亡の給付を提供するからである。また、この制度は通常、高い給付を支給するので、労働組合の活動で高い優先順位を占めている。なお、通常では、団体交渉の結果による年金制度は大きな費用を必要とするので、労働組合が団体交渉によって獲得するのは困難である。さらに、民間部門の鉄道従業員が鉄道退職給付法による別な公的年金制度をもっており、これも私的年金制度による加入者の増大を阻害している。

1966年から1972年の間には、従来より寛大な条件をもつ各種の制度が、団体交渉によって採用されており、たとえば、年金の部門でも、給付が高くな

り、受給年齢は低くなっている。なお、この期間に使用者の負担は増大し、非事務系の例では、その費用は1966年の1労働時間当たり11セントから1972年には26セントになった。

Richard Greene, Unions Report Slow Rise in Health, Insurance, and Pension Coverage, Monthly Labor Review, Vol. 98, No. 1, Jan. 1975, pp. 67-70.

(平石長久 社会保障研究所)

編集後記

気象の長期予報では、今年の春は遅いだろうといわれていた。そのせいか、東京でも、いつまでも梅の盛りが続いていたし、白い大きなこぶしの花も、なかなか開かなかっただけ気がする。しかし、3月も中旬をすぎると、南の国から花便りが届いた。時折、まだ肌寒い東京でも、ふと見上げる桜の枝に、どうやら蕾がふくらんできた。間もなく、花冷えにふるえながら、桜の花も綻びるだろう。毎年のことながら、正月を迎えたときよりも、満開の桜を見て、やっと年が改まったような気がする。今年も桜が咲けば、どうやら年が変わった気分になれるだろう。

(平石)

海外社会保障情報 No. 29

昭和50年3月25日発行

編集兼発行人　社会保障研究所

〒100 東京都千代田区霞ヶ関3-3-4

電話 03(580)2511

製作所 和光企画出版株式会社